

1 いじめの防止についての基本的な考え方

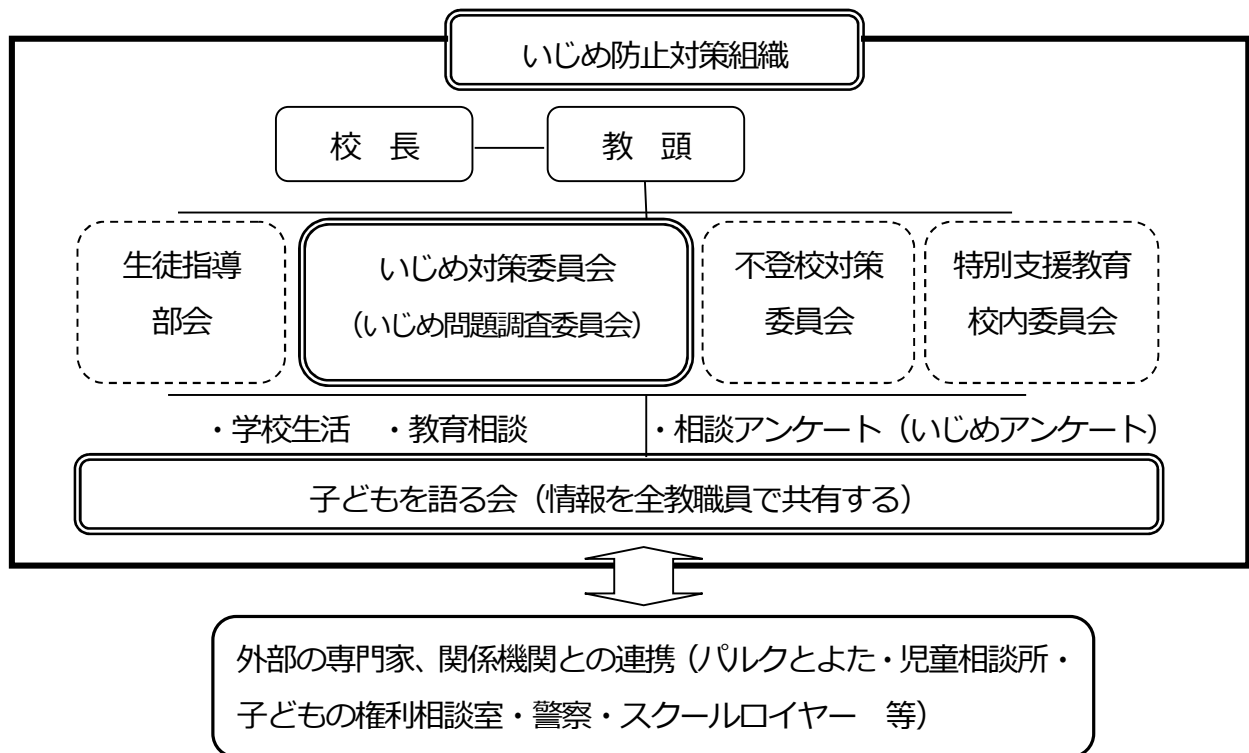
いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、人として絶対に許されない行為である、元城小学校の児童が、被害者や加害者になってしまう行為を何としても未然に防ぐ必要がある。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、子どもが教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。子ども一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

『『あなた』と『わたし』を感じる元城っ子の育成』をめざして一人一人の子どもを大切にし、子どもの自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織で一丸となって取り組む。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。スクールカウンセラーを含めて情報共有を図る。



いじめ対策委員会の構成員

- | | | | |
|-------------|----------------|---------------|---------|
| ○校長 | ○教頭 | ○教育相談コーディネーター | ○教務主任 |
| ○校務主任 | ○保健主事 | ○教育相談主任 | ○生徒指導主任 |
| ○学年主任 | ○特別支援コーディネーター | ○養護教諭 | |
| ○スクールカウンセラー | ○スクールソーシャルワーカー | 等 | |
| ※必要に応じ | | | |
| ○心の相談員 | ○学校運営協議会委員 | ○民生委員・主任児童委員 | |

(1) いじめ対策委員会の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 保護者、地域との関わり

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・学校、地域、保護者で子どもの情報共有がしやすい環境づくりに取り組む。

エ いじめに対する措置

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パレクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
- ・パレクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。
- ・問題が解決したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、少なくとも3か月は継続的な指導・支援を行う。

オ 学校の取組についての検証

- ・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、継続的かつ実効性のある取組となるように努める。
- ・いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による学校自己評価（1月）及び保護者への学校評価アンケート（11月）を実施するとともに、3月に年度末評価を行い、いじめ防止対策組織（いじめ対策委員会）の取組の検証を行う。

(2) いじめ対策委員会の開催時期

ア 学校全体の様子を把握し、いじめの防止等に努めるために、定期的（4月、10月、1月の年3回）に「いじめ対策委員会」を開催する。

イ いじめの事実への対応のため、緊急にいじめへの対処が求められる場合については、「臨時いじめ対策委員会」を開催する。

(3) 子どもを語る会の役割

ア 教職員への共通理解と意識啓発を行う。

- ・子どもの様子や指導方針について話し合い、全校児童を全職員で見守り、組織的に対応するという連携意識をもつ。

(4) 子どもを語る会の開催時期

- ア 密に情報共有できるよう、週に1度行われる職員の打ち合わせ時に開催する。
- イ いじめ対策委員会、不登校対策委員会、職員会議時にも設定する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 子ども同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学校づくりを進める。(縦割り班活動、1年生を迎える会、6年生を送る会等)
- イ 子どもの活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくり・学級づくりに努める。(関わり合いを大切にして、伝え合う授業、YYタイム等)
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。(こども園との交流、思いやり週間、ありがとうカード、ステモカード、若鯨賞、いのちの授業、感謝のプロジェクト等)
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、子どもがインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネット上でのいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ いじめの問題やその取組についての理解や協力を得るため、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載するなど、保護者や地域住民、事業者等に対して広報啓発を充実する。
- キ 全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

(2) いじめの早期発見に向けた取組

- ア 子どもの小さなサインやささいな兆候を見逃さず、的確な対応が行われるように努める。学習用タブレットによる「先生たすけて」の児童への啓発を随時行う。
- イ 相談アンケート (5月、9月、11月、2月) 実施。
定期教育相談 (5月、9月、12月、2月) 実施。
いじめミニアンケート (6月、10月、1月) 実施。
個別懇談会 (7月、12月) 実施。
- ウ 教師と子どもとの温かい人間関係づくりや、日頃から情報共有を行うなどして、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、子どもが相談しやすい環境を整える。(スクールカウンセラーによる相談：毎週木曜日 心の相談員：週3～4日)
- オ いじめの相談電話等、外部の相談機関を紹介し児童が相談しやすい環境を整える。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート(保護者用)」をホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- キ 「教職員チェックシート」による日常的な点検や、年に2回の「hyper-QU」の実施結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握し、いじめの兆候把握に努める。
- ク 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を週に1回の職員打ち合わせ時に設けて、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

(3) いじめに対する対処

- ア いじめの発見・通報や、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、速やかに管理職へ報告をあげ、臨時いじめ対策委員会を開催し、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童の安全を確保し、対応する。
- ウ 聞き取りの際には必ず複数の教員で対応するなど情報収集を多面的に行い、客観

的な事実関係を正しく把握する。記録は適切に管理・保存する。

エ 豊田市青少年相談センター（パルクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター、豊田市役所・子ども相談課等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ 対応が困難な場合などは、パルクとよたのいじめ対応支援チーム、心理や福祉の専門家の指導・助言を受けるなど豊田市教育委員会や関係機関等と連携し、適切な助言を受ける。

カ いじめを受けた子どもを守るために、全校体制で保護者と協力して必要な措置を講じる。

キ 必要に応じて、関係した子どもや学級、学校全体へ再発防止のための指導を行う。

ク いじめを行った児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

ケ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、新たに生み出さない集団づくりを行う。

コ 学校外で発生したいじめについて、放課後児童クラブ等、児童が所属する団体がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。

サ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と面談等を行い「いじめ対策委員会」で最終的に判断する。

<いじめが解消したと判断する目安>

- ・いじめに関わる行為が止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、直ちに教育委員会に状況を報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合には、速やかに教育委員会に報告し、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会）を兼ねる」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 重大事態に至る要因になったいじめについて調査し、事実関係を可能な限り明確にする。
- (4) 調査の目的等については、いじめを受けたとされる児童やその保護者、いじめを行ったとされる児童やその保護者に説明する。
- (5) 事実関係の確認とともに、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた子ども及びいじめた子どもに対して、状況に合わせた継続的なケアをし、学校生活復帰のための支援や学習の支援を行う。
- (6) いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修や外部研修の伝達講習を実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめの未然防止やいじめの早期発見に取り組む。